

お知らせ

令和 8 年 3 月
JAバンク新潟県信連

「JAネットバンク利用規定」の一部改正について

令和 8 年 4 月 20 日付で「JAネットバンク利用規定」を一部改正いたします。
改正内容につきましては、別紙の新旧対照表をご参照ください。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>
JAバンク新潟県信連 事務支援部
TEL : 025-211-3470

 JAバンク新潟県信連

【改正後】 JAネットバンク利用規定

- (1) 本サービスの対象となるカードローンは、当社が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。
- (2) 本サービスによる借入れは、当社所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。
- (3) 本サービスによる返済は、当社所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。

12 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当社において記録し、相当期間保存・管理するものとし、また、万一、これらの内容について契約者と当社との間で疑義が生じたときは、当社の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

13 月額手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当社所定の日に代表口座から引き落としします。なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当社は既に受け入れた月額手数料を返却しません。
- (2) 本サービスによる振込にあたっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落としします。
- (3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、払込金等の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。
- (4) 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。

14 パスワードの管理、セキュリティ等

- (1) 「ログイン ID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログイン ID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたいうえで、当社の定める方法に基づき指定してください。また、「ログイン ID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、当社から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。
- (2) 契約者は、一定期間毎の当社所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。
- (3) 本サービスの利用について当社に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当社の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当社が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当社所定の手続を行ってください。
- (4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当社の所定の時間内にその旨を届け出てください。当社は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当社が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のう

【改正前】 JAネットバンク利用規定

- (1) 本サービスの対象となるカードローンは、当社が定めるものに限るものとし、また、対象となるカードローンに該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスが利用できない場合があります。
- (2) 本サービスによる借入れは、当社所定の金額範囲内で当座貸越方式により、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した当座貯金または普通貯金口座に貸越金を入金します。
- (3) 本サービスによる返済は、当社所定の金額範囲内で、サービス利用対象口座のうちカードローン契約時に契約者が指定した口座から、任意の金額を貸越元金の返済に充当します。

12 取引内容の記録等

契約者の依頼内容・取引内容はすべて当社において記録し、相当期間保存・管理するものとし、また、万一、これらの内容について契約者と当社との間で疑義が生じたときは、当社の電磁的記録等の内容を正当なものとして取り扱います。

13 月額手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当社所定の月額手数料およびこれに伴う消費税を当社所定の日に代表口座から引き落としします。なお、本サービスの契約期間中に解約される場合であっても、当社は既に受け入れた月額手数料を返却しません。
- (2) 本サービスによる振込にあたっては、第7条における振込手数料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落としします。
- (3) 本サービスにかかる月額手数料、振込・振替金、振込手数料、払込金等の引落しは、普通貯金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、貯金通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要として取り扱います。
- (4) 当社は、本サービスの運営上必要と判断した場合および経済情勢等の変動に応じて、内容を本サービスのホームページ等に表示したうえで、月額手数料や本サービスに関する諸手数料を改定あるいは新設する場合があります。

14 パスワードの管理、セキュリティ等

- (1) 「ログイン ID」、「パスワード」は、重要な情報です。「ログイン ID」、「パスワード」は、生年月日や電話番号、連続する文字数列の指定を避けたいうえで、当社の定める方法に基づき指定してください。また、「ログイン ID」、「パスワード」については、第三者に知られないよう契約者の責任において厳重に管理するとともに、契約者以外の方に使用されることがないようにも厳重に管理してください。管理が不十分であったことにより生じた損害については、当社は責任を負いません。なお、当社から契約者に「ログイン ID」、「パスワード」を直接尋ねることはありません。
- (2) 契約者は、一定期間毎の当社所定の方法による「パスワード」変更等により、本サービスの取引の安全性を確保・維持してください。
- (3) 本サービスの利用について当社に登録された「パスワード」と異なる「パスワード」が連続して入力され、当社の任意に定める回数に達した場合には、その「パスワード」は無効となります。この場合、既に依頼済みで当社が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとして取り扱います。「パスワード」を再設定する場合には、当社所定の手続を行ってください。
- (4) 盗難・紛失等により、「ログイン ID」、「パスワード」など契約者に関する情報が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合には、契約者は当社の所定の時間内にその旨を届け出てください。当社は、この届出の受付により本サービスの利用等を停止します。この場合、既に依頼済みで当社が処理していない振込・振替等の依頼は有効に存続するため、契約者は本サービスの利用停止前に振込・振替等の依頼を確認のう

うえ、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。

(5) 不正に使用される恐れがあると当会が判断した場合、お客さまに事前に通知することなく、本サービスの利用を一時的に停止します。なお、本サービスの利用停止によって生じた損害について、当会は一切の責任を負いません。

15 解約等

- (1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。
- (2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
- (4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。
- (5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
 - a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。
 - e 相続の開始があったとき。
 - f 当会に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。

え、不正な振込・振替等の依頼は当会所定の手続により取消処理を行ってください（ただし、当会が処理済みの振込・振替等の取消しはできません。）。なお、本サービスの利用を再開する場合には、当会所定の手続を行ってください。

(追加)

15 解約等

- (1) この契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。ただし、当会に対する解約の通知は当会が定める方法によることとします。また、当会に対する解約の通知を受けてから、解約手続を実際に行うまでに通常必要となる期間において生じた損害については、当会は責任を負いません。なお、本サービスによる取引で未処理のものが残っている等、当会が必要と認めた場合には、即時に解約できない場合があります。
- (2) 当会が解約の通知を届出の住所に宛てて発信した場合において、その通知が受領拒否、転居先不明等の理由により契約者に到着しなかったときは、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- (3) 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。
- (4) サービス利用対象口座（代表口座を除きます。）が解約された場合は、その口座にかかる限度において契約は解約されたものとします。
- (5) 契約者が次の各号の事由に一つでも該当したときは、当会は契約者に連絡・通知等することなく、本契約を直ちに解約できるものとします。
 - a 支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - b 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - c 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由により、当会において契約者の所在が不明となり、当会の契約者に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき。
 - d 1年以上の長期にわたり本サービスの利用がなかったとき。
 - e 相続の開始があったとき。
 - f 当会に支払うべき本規定における各種手数料が支払われなかったとき。